

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第5回）

氏 名 八巻 牧子	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ハーバード大学
提出書面 平成26年4月2日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月1日～同年4月2日） 同年3月1日～同年4月2日 ハーバード大学ロースクールにおいて春学期の授業を受講		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。）		
・ハーバード大学ロースクールLL.M.プログラム 春学期授業		
・LL.M. ペーパーの執筆		

第1 春学期授業

1 Judicial Process in Community Courts Seminar (2単位、)

3月は、Restorative Justice、量刑判断と裁判官のバックグラウンド、マサチューセッツ州における量刑ガイドライン、陪審制度について学んだ。量刑判断については、裁判官になる前の職務経験がその裁判官の量刑判断にどのような影響を与えているかということが議論になった。任官前に刑事弁護人として活躍していた裁判官は量刑判断が甘めになるのではないかと、任官前の検察官としての経験が量刑判断に何か影響を与えるのかなどといったことが議論になった。陪審制度については、JD生が、独立の歴史的経緯や民主主義的理由から、陪審制度がアメリカに深く根付いていると述べていた。また、JD生の中には、アメリカの陪審制度はパーフェクトではないが、他により良い方法があるわけではないとの意見を述べる者もあった。アメリカの陪審員も刑事事件において量刑の判断をすべきであるとの意見を述べるJD生もいた。このセミナーには、日本の裁判官2名と韓国の裁判官1名が参加している。私と仲田裁判官が日本の裁判員制度について説明をし、韓国の裁判官が韓国の陪審制度についての説明をした。

2 Judicial Process in Community Courts Clinic (2単位、)

クリニックでは、毎週1日、裁判所を訪れ、事件を傍聴し、裁判官と議論をする。私は、毎週火曜日に、Suffolk Superior Court民事部のの下を訪れている。

裁判所では、民事事件の陪審員選任手続、Motionを傍聴し、と議論をした。陪審員選任手続では、事案が特殊であったため、陪審員候補者に質問票を配布して記入してもらい、それを見ながら選任手続を進めていた。候補者の中には、当該事件について、公平な陪審員になれるように努力したいが自信がないと述べる者もあり、こういった候補者に対しては裁判官がexcuseしていた。

の事件が入っていない時間帯には他の民事部に行って尋問手続を傍聴した。

が1件のみ刑事事件の公判手続を担当した期間があったため、その刑事事件()の陪審員選任手続(3月25日)を傍聴した。その後、陪審が被告人は有罪であると判断したために、4月1日に開かれたSentencing hearingも傍聴した。ヒアリングでは、が傍聴人に顔をさらして量刑に関する意見を述べていた。日本であれば、傍聴人の前に出ることを嫌がる被害者は少なくないであろうし、また、裁判所も遮蔽措置をとることが多いと思われるので、驚いた。は、が傍聴人に顔をさらしたことについて、被害者は何も悪いことをしていないのであるから、隠れる必要はなく、堂々と意見を述べるべきであるとの考え方が根付いていること、

アメリカの方が日本によりもsexについての議論がopenなのかもしれないことが理由ではないかと述べていた。

また、法廷のスケジュールについては、午後にMotionが入っていない日は、一日中陪審裁判の公判を入れていることがわかった。私が傍聴した火曜日は、[REDACTED]の法廷では陪審員選任手続の日に当たるが多かった。火曜日以外はロースクールの授業が入っており、週1回しか訪問できないため、Closing Argument、裁判官によるjury instructionといった他の手続を傍聴することができなかったのが残念であった。

3 Contracts for LL.M. (3単位 [REDACTED])

3月は、Statute of Fraud (詐欺防止法)、契約の解釈、Parol Evidence Rule (正式文書以外の証拠を排除する法理、契約解釈にあたって何を解釈の対象とすべきかを定めるルールであり、証拠法のルールではない。)等について学んだ。

4 Constitutional Law Separation of Powers, Federalism, 14th Amendment (4単位 [REDACTED])

修正第14条のうち、平等原則(人種)を取り扱った。公立学校を人種ごとに分けることを違憲としたBrown判決、第二次世界大戦中の日系人強制移動を合憲としたKorematsu判決とこれが誤りであったとする現在の評価、アファーマティブアクション、文言上人種差別がないように見えるが人種差別のような効果が生じる法律についての判断等を学んだ。

第2 LL.M.ペーパーの執筆

再度ライブラリアンと面会して参考文献のResearchを進め、ペーパーのアウトラインを作成した。指導担当教授にアウトラインを見せ、ペーパーの書き方についてアドバイスを受けた上で、執筆を開始した。

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第6回）

氏 名 八巻 牧子	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ハーバード大学
提 出 書 面 平成26年5月9日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月3日～同年5月9日） 同年4月3日～同年4月25日 ハーバード大学ロースクールにおいて春学期の授業を受講 同月26日～同年5月9日 春学期試験勉強、試験受験		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。） ・ハーバード大学ロースクールLL.M プログラム 春学期授業		
・LL.M ペーパーの執筆		

第1 春学期授業

1 Judicial Process in Community Courts Seminar (2単位、[REDACTED])

4月は、刑務所見学に行ったほか、Judicial Activism、Court managementについて学んだ。

刑務所内の収容者の部屋は、伝統的なタイプのものと新型タイプのものがあり、新型タイプでは、監視者の席の周りを、半円を描くようにして収容者の部屋が並び、部屋を見わたりやすい構造になっていた。伝統的タイプのものは、細長い廊下の両脇に収容者の部屋が並び、監視者の部屋が廊下の一番端、入り口付近に設置されており、部屋を見渡すことができない。

Judicial Activismについては、主にCommunity Courtでの取り組みがテーマに掲げられた。刑事事件について、NY州のある地域では、軽罪の者については、刑務所への収容ではなく、矯正プログラムを課し、無事にそれを終えた場合には有罪の記録が残らないという取り組みをしていることが紹介された。ただ、本人が真面目でやる気がないとまくいかないうシステムである。理念は素晴らしいのであるが、理念どおりに実践するのはかなり負担があるように思えた。また、Community Courtで研修をしている学生からは、Drug Courtに関する発言があった。

Court managementについては、マサチューセッツ州の裁判所のマネジメント向上のための委員会のメンバーがゲストスピーカーとして参加した。彼はコンサル会社出身で、MBAの学位を持っている。裁判官は訴訟の進行についてリーダーシップを発揮する必要があるのに、ロースクールではリーダーシップやマネジメント論を勉強しない、裁判官の研修にリーダーシップ論を取り入れたいと考えていると述べていた。この指摘はもったものである。私も、法学部やロースクールでリーダーシップ論を勉強する機会はなかった。日本の裁判所では、個々の裁判官は、裁判長からの陪席への指導を通して訴訟の運営や職員との関わり方について学ぶことになっていると思われるが、果たしてそれで十分なのだろうかと考えさせられた。

2 Judicial Process in Community Courts Clinic (2単位、[REDACTED])

クリニックでは、毎週1日、裁判所を訪れ、事件を傍聴し、裁判官と議論をする。私は、毎週火曜日に、Suffolk Superior Court民事部の[REDACTED]の下を訪れていたが、[REDACTED]が4月7日付けで異動したため、同月8日以降は、[REDACTED]の指導を受けた。

裁判所では、医療事件の陪審裁判及び大型商事件の陪審裁判を傍聴した。医療事件は、一週目にOpening Statement、原告本人尋問を傍聴し、その翌週には被告ら本人尋問、被告側証人の尋問を傍聴することができた。週1回の訪問である

ため、専門家証人の尋問やClosing Argumentを傍聴することはできなかった。

には、Superior Courtでの研修中に一度もtechnical advisor（専門委員）に会うことがなかったが、Superior Courtではtechnical advisorを選任することはないのかと質問したところ、専門的知見を裁判所に与えるのは当事者の責任であるから、専門家証人によって専門的知見を得るのが普通である、専門家証人はそれぞれ原告側、被告側に有利な証言をするため、その信用性の判断は難しいこともあるが、これまでもずっと取り組んできたことである、医療のtribunalでは、第三者である医者がtribunalのメンバーに入るが、裁判ではそのようなことはない、ただ、連邦地裁では、technical advisorを選任することがあるようであるとおっしゃっていた。

3 Contracts for LL.M.（3単位 [redacted]）

4月は、契約の解釈、強迫、不当表示、不実表示、Unconscionability（非良心性）、Statute of Fraud（詐欺防止法）、不履行、重大な違反等について学んだ。

4 Constitutional Law Separation of Powers, Federalism, 14th Amendment（4単位 [redacted]）

修正第14条のうち、平等原則（性別、sexual orientation）、Due Process条項を取り扱った。Due Processについては、Procedural Due Processではなく、Substantive Due Processを学んだ。性差別やゲイへの差別に対しては、連邦最高裁は世論の変化の影響を強く受けていた。逆に、多数の州が中絶禁止法を定めるなかで、中絶の権利を認めたRoe判決のようなものもある。連邦最高裁の判断が社会に与える影響は大きい。

第2 LL.M.ペーパーの執筆

第一稿を完成させ、指導教官に提出した後、指導教官からコメントをいただき、加筆訂正をして、最終稿を完成させた。

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第7回）

氏 名 八巻 牧子	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国 マサチューセッツ州 ハーバード大学
提出書面 平成26年6月17日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月10日～同年6月7日） 同年5月10日～同年5月27日 裁判傍聴、自習 同月28日 ハーバード大学ロースクール Class Day 同月29日 ハーバード大学ロースクール 卒業式 同月30日～同年6月6日 引越準備、LL.M. ペーパーの指導教官へのご挨拶 同月7日 帰国		
キーワード欄（6項目以内で御記入ください。） ・連邦地方裁判所訪問		

平成26年6月17日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

行政官長期在外研究員

東京地方裁判所判事補 八 巻 牧 子

(派遣先 アメリカ合衆国マサチューセッツ州
ハーバード大学)

報告書簡（第7回）

連邦地方裁判所を訪問し、民事の陪審裁判を傍聴した。

州地方裁判所は一般傍聴者の電子機器の持込みを禁止していないが、連邦地方裁判所はこれを禁止している。平成26年4月にSuffolk Superior Courtを訪問した際、法廷内の撮影は禁止されていたにもかかわらず、傍聴人（原告の知人）が法廷内で携帯電話を利用して被告らを撮影したことがあった。被告ら代理人が撮影に気づき、裁判官に知らせた。閉廷後、裁判官が当該傍聴人に対して撮影した画像等をどこかに送信していないかどうか確認した。その後、両代理人が当該傍聴人の携帯電話を確認し、被告らを撮影した画像を削除した。仮に当該傍聴人が撮影した画像をどこかに送信していれば、携帯電話内に保存された画像を削除しても意味がない。また、当該傍聴人は子どもであり、母親が本人に悪意はなかった旨述べていたが、本人の真の撮影意図は不明であった。法廷の入口には、撮影禁止の表示はあったが、当該傍聴人とその母親はそれに気づかなかったと述べていた。携帯電話機のような小さな機械を使った撮影行為に気づくのは困難であるし、撮影直後に外部に送信することも可能であるから、裁判所の対応も難しい。傍聴人の善意に頼るしかないのが実情のように思えた。日本でも同様の問題は起こり得る。連邦地方裁判所では、携帯電話等の持込みを禁止しているので、このような撮影が行われることはないと思われる。しかし、これだけ携帯電話が日常生活に浸透している中、携帯電話の裁判所内への持込みを禁止するのは大胆な判断であるように感じた。

また、Suffolk Superior Courtの法廷は、証人席が裁判官席の隣、法壇の下にあり、陪審員の席は法壇向かって左側面にあるが、連邦地方裁判所の法廷は、陪審員の席と証人席が向かい合う形になっている。連邦地方裁判所の法廷では、陪審員の正面に証人が座る形にはなるが、陪審員と証人の距離は、Suffolk Superior Courtよりも遠いので、どちらの配置が優れているかは一概には判断できない。

傍聴した裁判では、専門家証人の尋問を聞くことができた。反対尋問もポイントを突いたわかりやすいものであり、アメリカの弁護士の尋問技術の高さを実感した。また、原告は、損害額を立証するために、経済学の学者を証人として尋問していた。

進行については、陪審員を法廷に入れる前に、裁判官と両代理人との間で協議をしていた。だいたいのスケジュールは組んであるが、事前に厳密なスケジュールを

組むわけではなく、尋問の進行具合に応じて適宜対応していた。